## 令和5年度広島県職場環境実態調査

# パートタイム従業員調査票

#### 記入上の注意

- ◆回答については、貴事業所のパートタイム従業員が回答していただきますようお願いいたします。
- ◆この調査は、従業員が10人以上の事業主を対象にしています。 従業員が10人未満の場合は、回答せず破棄してください。
- ◆調査票は、原則「令和5年6月1日現在」で記入してください。
- ◆提出期限 6月19日(月)
- ◆次のいずれかの方法により御返信くださいますようお願いいたします。
  - ・同封の返信用封筒(切手不要)で郵送
  - FAX 082-222-5521
  - ・メール syokoyou@pref. hiroshima. lg. jp (データ容量は5MB 以内でお願いします。)
  - ・広島県電子申請システム(PC又はスマホにより回答) 下記 URL 又は右上 QR コードの「広島県電子申請システム」HPからお申し込み手続きをしていただき、ご回答をお願いします。

URL: <a href="https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=13604">https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=13604</a>

◆調査票に記載された事項については、統計処理し、施策の目的以外には使用いたしません。

#### ◆Q&Aについて

- ・広島県HPに、お問い合わせの多い疑問について「Q&A」を掲載しています。 お問い合わせの前にぜひ参考にご覧ください。
- ・「令和5年度広島県職場環境実態調査に関するQ&A」アクセス方法 広島県公式HP→組織で探す→商工労働局→雇用労働政策課→ワーク・ライフ・バランス→ 広島県職場環境実態調査

#### 問い合わせ先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ

住 所: 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話:082-513-3465

電話受付時間:平日 9:30~16:30



I あなたの働いている事業所(会社等)とあなたご自身のことについて ※太枠は必ず記入してください。
あなたの働いている事業所 (会社等)の業種は、次のうちどれですか。 ※ 主要なもの一つに ②を付けてください  □ ①建設業 □ ②学術研究、専門・技術サービス業 □ ②生活関連サービス業 □ ③電気・ガス・熱供給・水道業 □ ①生活関連サービス業、娯楽業 □ ②教育、学習支援業 □ ②教育、学習支援業 □ ③医療、福祉 □ ③を付けてください □ ⑥卸売業、小売業 □ ①複合サービス事業 □ ①を付けてください □ ③不動産業、物品賃貸業 □ ⑤サービス業(他に分類されないもの)
あなたの働いている事業所 (会社等)の従業員数はどの くらいですか。
※ 県内外を問わず本社・支店・営業所・工場・店舗など、全ての事業所を合せた人数でお答えください。
□ ①一般事務職 [庶務、経理、企画、調査等事務的業務従事者等] □ ②専門技術職 [保育士、看護師、教員、建築士、プログラマー等] □ ③生産労務職 [生産部門、原材料加工、機械組立修理従事者等] □ ④販売・サービス職 [販売員、外交員、理美容師、調理人等] □ ⑤その他 ()
あなたの役職は、次のうち 口 ①一般社員 ロ ②主任・係長・リーダー級
どれですか。       □ ③管理職 [課長クラス以上]       □ ④その他()
※ 「管理職」とは、役員を除く課長級(通常課長と呼ばれる者で、2係以上若しくは 10 人以上で構成される組織の長。又は、呼称に関係なく責任の程度等が同等の者)以上の役職の従業員のことです。
あなたの性別は、何ですか。 <mark>ロ ①男性 ロ ②女性</mark>
あなたの年齢は、次のうち どれですか。
あなたの現在の勤務先のおおよその勤続年数は、次のうちどれですか。  □ ①半年未満 □ ②半年以上~1年未満 □ ③1年以上~3年未満 □ ⑤5年以上~10年未満 □ ⑥10年以上
<ul> <li>■ あなたの就業状況・就業意識について</li> <li>問 1 コロナ禍の前と今とでは、就業意識に変化はありましたか。(☑は1つ)</li> <li>□ ①有 □ ②無</li> </ul>
【「①有」と回答した場合】その変化は何ですか。該当するものをお答えください。(☑は <u>いくつでも</u> )  ✔
□ ①勤務場所にとらわれない働き方をしたい気持ちが高まった □ ②仕事より生活を重視したい気持ちが高まった □ ②勤務時間を柔軟に配分できる働き方をしたい気持ちが高まった □ ⑤その他(
問2 あなたがパートタイムとして働いている理由は次のうちどれですか。(☑は <b>3つまで</b> )
□ ①自分の都合の良い時間(日)に働けるから       □ ⑦仕事が簡単で責任も軽いから         □ ②勤務時間や労働日数が短いから       □ ⑧組織に縛られたくないから         □ ③通勤時間が短いから       □ ⑨収入を非課税限度内又は被扶養者範囲内にしたいから         □ ④育児や介護と両立しやすいから       □ ⑩資格取得等他の目的があるから         □ ⑤比域活動等他の活動と両立しやすいから       □ ⑪その他(         □ ⑥正社員として働ける会社がなかったから
明っ、もかもは白公の収えについて、何こんの調整を中族していません。(ワはすつ)
問3 あなたは自分の収入について、何らかの調整を実施していますか。(☑は1つ)  □ ①非課税限度額等は気にせず働いている □ ②非課税限度額、社会保険(年金、健康保険等)の被扶養者の範囲内になるよう収入調整している □ ③配偶者等に支給される扶養手当の範囲内になるよう収入調整している □ ④公的年金の受給を配慮して収入調整している □ ⑤収入が少ないので、非課税限度額等を超えることはない □ ⑥その他(

問4	あなたが次に就業するとしたら、どのよう	うな雇用形態を希望しますか。(☑は <u>1つ</u> )
	□ ①正社員	□ ④パート・アルバイト
	□ ②短時間正社員	□ ⑤派遣労働者
	□ <b>③勤務地が限定された正社員</b> ※ 「毎時間で独身」 トル・「ファルタイルで社員トルー	□ ⑥その他 ( ) 一週間の所定労働時間は短いが、フルタイム正社員と同様の役割・責任を負い、同様の能
	力評価や賃金決定方法の適用を受ける労働者」を指	
問5	問4で回答した雇用形態を希望する理由に	
	□ ①自分の都合のよい時間(日)に働きたい	
	□ ②勤務時間・労働日数が短い	口 ⑦資格・技能を活かしたい 口 ②字原件活め他の仕事を示さしかすい仕事に辞さない
	□ ③賃金・待遇がよい □ ④安定した仕事に就きたい	□ ⑧家庭生活や他の仕事と両立しやすい仕事に就きたい □ ⑨その他 ()
	□ ⑤責任が軽い仕事に就きたい	
問6	無期転換ルールを知っていますか。(☑は	<u>17</u> )
		②知っているが内容はよくわからない 口 ③知らない
	※ 「無期転換ルール」とは、労働契約法の改正によ からの申し込みがあれば期間の定めのない労働契約!	り平成25年4月1日以降、有期労働契約が5年を超えて反復更新されたときは、労働者に転換されるルールのことです。
	がらの中 にびみがめればは朔回のためがない方側矢が	に料役されるアレーアレジンことです。
問7	あなたの事業所には、正社員・限定正社員	員への登用制度がありますか。(☑は1 <b>つ</b> )
	□ ①ある	 ③制度はないが、正社員・限定正社員採用時に優先的に採用されている
		] ④わからない
	※ 「限定正社員」とは、「職種・職務」、「勤務地」、	「勤務時間」について限定された正社員を指します。(以下同様)
問8	あかたの事業所に正社員・限定正社員へ <i>の</i>	D登用制度がある場合、積極的に利用したいと思いますか。(☑は1つ)
рыј О		
	□ ①利用したい □	] ②利用したくない 
	[[	<b>-</b>
		亥当するものをお答えください。(☑は <b>3つまで</b> )
	<u> </u>	
	□ ①家事、育児・介護との両立が困難	・
	□ ②家族団らんの時間が少なくなるお	Sそれがあるから ロ ⑥今の仕事に満足している
	□ ③仕事中心の生活となるおそれがあ	
	□ ④責任ある仕事に就きたくない	□ ⑧その他()
問9	ちたたが、パートタイル党働者として働く	(上で、不満や不安に思うことがありますか。(⊿は <b>3つまで</b> )
D] 9	のなたが、ハートライムガ関有として関い ① ①給料、収入が少ない	、工で、不満で不安に応りことがありますが。(空は <u>3 りまで</u> )  □ ⑩仕事の質や量に比べて、正社員と賃金格差が大きい
	□ ②勤務時間が長い	口 ①福利厚生制度が正社員との差が大きい
	□ ③休日が少ない	□ ⑫いつ解雇されるかわからない
	□ ④仕事にやりがいがない	□ ⑬一定年数で契約が更新されず打ち切りになる
	□ ⑤仕事が自分の能力や性格に合わない □ ◎白八の能力や実績が評価されない	□ ⑭不満や不安はない □ ⑮パートタイム労働者の労働条件や仕事に対する意見を反映
	□ ⑥自分の能力や実績が評価されない □ ⑦労働条件が書面で明示されていない	ロ (1)ハードメイムガ関省のガ関末件や仕事に対する意見を反映 する機会がない
	□ ⑧教育訓練がない又は不充分である	□ ⑤ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	□ ⑨正社員としての採用等昇進・昇格システ	ムがない □ ⑪その他()
問 10	) 義務教育課程(小学校・中学校)時代に、	、広島県内に在住していましたか。(☑は <u>1つ</u> )
	□ ①広島県内在住(一部期間の者も含む)	□ ②広島県外に在住
	- Charly Mark Carry III and the Carry III and th	
		生住 (一部期間の者も含む)」と回答した場合】
	L <b>-</b>	りましたか。該当するものをお答えください。(☑は <mark>いくつでも</mark> ) 
	<u> </u>	
	□ ①授業で先生から聞いた	□ ⑤保護者・親族・友人等から話を聞いた
	□ ②授業に事業所社員が来て話をした	□ ⑥その他()
	□ ③授業で工場見学等に行った	□ ⑦機会はなかった・覚えていない

問 11	【高等学校を卒業している方はお答えく	、ださい。】高等学校は広島県内所在ですか。(☑は <u>1つ</u> )								
	①広島県内所在(一部期間の者も含む)	□ ②広島県外所在								
		所在(一部期間の者も含む)」と回答した場合】								
	広島県内事業所の具体的な仕事内容や社会人の生活について知る機会がありましたか。(☑は <u>いくつでも</u> ) <b>▼</b>									
	□ ①授業で先生から聞いた □ ②授業に事業所社員が来て話をした □ ③授業で職場体験等に行った □ ④保護者・親族・友人等から話を聞	□ ⑦機会はなかった・覚えていない								
-	【最終学歴が専門学校・短期大学・高等 校生の時に「将来やりたい仕事」はあ	等専門学校・大学・大学院卒の方のみお答えください。】 リましたか (兄は1つ)								
	①やりたい仕事があった	<u>ロ ②やりたい仕事はなかった</u>								
	- <del></del>	やりたい仕事があった <u>」</u> と回答した場合】								
	次の(1)(2) <b>V</b>	)について、該当するものをお答えください。								
	(1) 進学先(専攻等)を選択するときに、「将来やりたい仕事」との関係を考えましたか。 (☑は1つ)	□ ①仕事に関係しそうな進学先を選んだ □ ②仕事と進学先の関係は考えなかった □ ③わからない・覚えていない								
	(2) やりたい仕事を考えるとき、 影響を受けたと思うことは 何ですか。(☑は <b>いくつでも</b> )	□ ①両親の話       □ ⑧SNS に掲載されている情報         □ ②祖父母や親戚の話       □ ⑨ゲームからの情報         □ ③友人・先輩の話       □ ⑩アルバイトやボランティア         □ ④高校等教員、大学職員・教授の話       □ の体験         □ ⑤本や漫画からの情報       □ ⑪インターンシップ・職場体験         □ ⑦WEB サイトに掲載されている情報       □ ⑬その他(								
問 13(1)	就職・転職の際に、活用した情報・	サービスで該当するものを選んでください。(☑は <u>いくつでも</u> )								
	①事業所ホームページ・ブログ <b>ー</b> ②自社PR動画 <b>ー</b>	□ ⑦求人誌・折込チラシ・新聞 □ ⑧学校のキャリアセンター等								
	③SNS (Twitter・Facebook など) <b>ー</b> ④ハローワーク	□ ⑨イベント・説明会 □ ⑩インターンシップ								
	⑤公的機関運営の就活・求人サイト ⑥民間運営の就活・求人サイト等	□ ⑪親族等からの推薦 □ ⑰その他()								
問 13(2)		<u>①~③</u> と回答した場合】 ログ、SNS で発信していて欲しい情報、就職・転職の際に探した情報は								
	<u> </u>	<b>↓</b>								
	□ ①勤務・労働条件(給与、労働時 □ ②休暇日数(取得率) □ ③具体的な仕事内容 □ ④勤務地 □ ⑤福利厚生(様々な割引・助成・ □ ⑥入社後の教育・研修体制	<ul><li>□ ⑧社風(社の雰囲気)</li><li>□ ⑨事業所が求める人物像と自分が一致した</li><li>□ ⑩経営ビジョン・経営理念(事業所の将来性を感じた)</li></ul>								
問 13 (3)		①~③と回答した場合】 、その事業所に対する志望度が下がったり、応募を諦めたことが								
	□ ①ある	<b>↓</b> □ ②ない								

問 14 現在勤めている事業所に就職することになった決め手	Fは何でしたか。(☑は重視したもの <b>上位3つ</b> )
□ ①勤務・労働条件(給与、労働時間)	□ ⑦入社後の昇進・昇格
□ ②休暇日数(取得率)	□ ⑧社風(社の雰囲気)
□ ③具体的な仕事内容	□ ⑨事業所が求める人物像と自分が一致した
□ ④勤務地 □ ◎短利原件(# 5 た割引、時代、# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	□ ⑩経営ビジョン・経営理念(事業所の将来性を感じた)
□ ⑤福利厚生(様々な割引・助成・補助等の制度) □ ⑥入社後の教育・研修体制	□ ①事業所の経営上の強み(事業所の安定性を感じた) □ ②その他( )
口	<u> </u>
■ キャリアアップ  「キャリアアップ」とは 一般的に業務に関する資格を取得したり。	、専門分野を学ぶことにより、能力・技術などを習得し、自分の価値を高
めて昇任や収入アップを目指すことを言います。	、特自力対で手がことにより、能力・政権などを目得し、自力の価値を同
問 15 キャリアアップについて、どう思いますか。(☑は <b>1</b>	(1)
□ ①キャリアアップについて、特に興味はない	
□ ②キャリアアップをしたいと思っているが、努力があま	り報われないと思う
□ ③普段からキャリアアップできるよう自己研鑽に努める	べきだと思っている
□ ④キャリアアップの目標があれば、仕事にやりがいが持	すてると思う
□ ⑤その他(	.)
	(昇任制度や充実した研修体制等があり、処遇につながって
<u>いる)が整っていますか。また、あなたはキャリアアッ</u>	ップを目指していますか。(☑は <u>1つ</u> )
□ ①環境が整っており、キャリアアップを目指している	
□ ②環境が整っているが、キャリアアップを目指していな	
□ ③環境が整っていないが、整えばキャリアアップを目指	
□ ④環境が整っていない、整ってもキャリアアップは目指	さない
Ⅳ 女性の能力発揮	
問 17 あなたは、女性が能力を発揮するためには、どのよう	うな取組が重要であると考えますか。 (☑は <u>3つまで</u> )
ローチャナフリネナケリフ	
□ ①責任ある仕事を任せる □	⑦女性リーダー制や女性プロジェクトチームの導入
□ ②管理職への積極的登用 □	③ ⑧女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □	③ <u>8</u> 女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 9男性も含めた職場での長時間労働の見直し
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □	③女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □	③女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③伽両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③伽経営トップの積極的なメッセージの発信
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □	③女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □	③ 多女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □	③ 多女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う	③ 多女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立	③ 多女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し 1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1;	□ ⑧女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 □ ⑨男性も含めた職場での長時間労働の見直し □ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 □ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 □ ⑫その他 (
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し	□ ⑧女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 □ ⑨男性も含めた職場での長時間労働の見直し □ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 □ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 □ ⑫その他 (
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し 1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1;	□ ⑧女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 □ ⑨男性も含めた職場での長時間労働の見直し □ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 □ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 □ ⑰その他 ( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1 最長2歳まで延長できます。
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立  「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し 1 歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳 歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を	□ ⑧女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 □ ⑨男性も含めた職場での長時間労働の見直し □ ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 □ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 □ ⑰その他 ( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1 最長2歳まで延長できます。
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を13 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ□ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ① ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ⑫その他( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1最長2歳まで延長できます。 ごば育児休業を取得できることを知っていますか。(☑は1つ) □ ②知らない
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立  「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を13 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ□ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・パランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を1問18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ□ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了して労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1最長2歳まで延長できます。 こば育児休業を取得できることを知っていますか。(☑は1つ) □ ②知らない  へ、更新されないことが明らかでないこと。が2日以下の労働者は対象外となる場合がある)
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を1 18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ□ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数が制度のの統結により、1週間の所定労働日数が表別とののののののでは、1 19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児	②男性も含めた職場での長時間労働の見直し ①側面立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ①経営トップの積極的なメッセージの発信 ②でいるの他(  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1最長2歳まで延長できます。 ごば育児休業を取得できることを知っていますか。(☑は1つ) ②知らない  、更新されないことが明らかでないこと。が2日以下の労働者は対象外となる場合がある) 記休業制度を利用しようと思いますか。(☑は1つ)
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1 歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を1 間 18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了して労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1最長2歳まで延長できます。 こば育児休業を取得できることを知っていますか。(☑は1つ) □ ②知らない  へ、更新されないことが明らかでないこと。が2日以下の労働者は対象外となる場合がある)
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1 歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を1 間 18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ□ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数:  間 19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他( )  出ることにより、育児休業を取得することができる制度です。また、子が歳6か月に達するまでの間、育児休業を取得することができ、さらに、1最長2歳まで延長できます。 こば育児休業を取得できることを知っていますか。(②は1つ) □ ②知らない □ ②知らない □ ①知らない □ ②知らない □ ○知らない □ ○知らない □ ○加川しようと思いますか。 (②は1つ) □ ○別用しない □ ②利用しない
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に) 問 19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う	③ 8女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 9男性も含めた職場での長時間労働の見直し ① ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ② ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ⑫その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に) 問 19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 男性も含めた職場での長時間労働の見直し 〕 ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 〕 ⑪経営トップの積極的なメッセージの発信 〕 ⑫その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立  「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を対し、6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を対し、1を3000円である。※一定の要件・①入社1年以上。②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了して、労使協定の締結により、1週間の所定労働日数が開け、1の19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児□ ①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う	② 8女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ② 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ① ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ② ① 経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ② その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を1問18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件:①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数) 問19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う  【「②利用した理由について、該当するもの□ ①子どもの世話をしてくれる人がいるから	③ 8女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ③ 9男性も含めた職場での長時間労働の見直し ① ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ② ① 経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ② その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件: ①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に関するとしたら、育児・①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う  □ ①子どもの世話をしてくれる人がいるから □ ②職場の制度が整備されていないので申請しにくじ	③ 象性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ② 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ① ⑩両立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ② ① 経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ② その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件:①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了して労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に対しての労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に関するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う  【「②利用した・フトリー・ファイン・バランス 「第世語をしてくれる人がいるから」のでは、第世話をしてくれる人がいるから、関連場の制度が整備されていないので申請しにくには、別職場で育児休業を取った例がないから	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ② 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ 側面立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ①経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ②その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・バランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し 1 歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を 問 18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件:①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了し(労使協定の締結により、1週間の所定労働日数: 問 19 今後、もし出産(配偶者が出産)するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う  【「②利用した理由について、該当するもの □ ①子どもの世話をしてくれる人がいるから □ ②職場の制度が整備されていないので申請しにくじ □ ③職場で育児休業を取った例がないから □ ④保育所等の施設を利用できるから	③ 多性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ② 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ 側面立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ①経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ②その他(
□ ②管理職への積極的登用 □ ③会議等への女性の出席機会の拡大 □ ④女性に対する教育訓練や研修の充実 □ ⑤仕事と家庭の両立支援 □ ⑥仕事の配分や教育訓練において男女同様に扱う  ▼ ワーク・ライフ・パランス 1 仕事と育児の両立 「育児休業制度」とは、子が1歳に達するまでの間に労働者が申し1歳以降、保育所に入れないなどの一定の要件を満たす場合、子が1歳6か月以後も、保育園等に入れない等の場合には、育児休業期間を18 あなたは、パートタイム労働者も、※一定の要件を満たせ □ ①知っている ※一定の要件:①入社1年以上。 ②子が1歳6か月に達するまでに労働契約が終了して労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に対しての労使協定の締結により、1週間の所定労働日数に関するとしたら、育児 □ ①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う  □ ①利用しようと思う	③ 象女性の積極的活用に対する男性従業員の意識啓発の実施 ② 男性も含めた職場での長時間労働の見直し ③ 側面立しながら管理職として活躍する女性との交流の場 ③ ①経営トップの積極的なメッセージの発信 ③ ②その他(

		①取得した方がよい		<b>③取得</b>	得しない方がよい				
		②できれば取得した方がよい		<b>④その</b>	·の他()				
		【[②晒细]	┃と回答した場合】						
				507æ8	:お答えください。(☑は1 <b>つ</b> ) 				
			<u> </u>	<u> </u>					
		□ ①収入が減るため			事・育児はできるだけ女性が行うべきだと思うため				
		□ ②職場に迷惑をかけるため		<u>4</u> その	の他()				
問 21	李	旧なしたがた働き結けるためにけ 車業所にし	シのト	っナ: <del>ツ</del>	労働条件や制度が必要だと思いますか。(☑は <b>いくつでも</b> )				
D]									
		①子どもが病気・けがの時の休暇制度(介護休業を	上除く						
		②事業所内保育施設			3 ⑧転勤時の配慮				
		③短時間勤務制度			] ⑨保育料・ベビーシッター利用料等に対する助成				
		④始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ			〕⑪在宅勤務制度				
		⑤フレックスタイム			〕 ⑪出産・育児を理由に退職した人の再雇用制度				
		⑥所定外労働の免除			〕 ⑫その他 ()				
2		と介護の両立							
,	介 江唐公	護休業制度」とは、労働者が申し出ることにより、要介護 て取得できる制度です。	<b>基状態</b> に	こある対	対象家族1人につき通算 93 日まで、3回を上限として、介護休業を				
			<b></b>	\		J			
問 22	あ	なたは、介護休業制度を知っていますか。(「							
		①内容も含めて知っている □ ②内容に	は知ら	ないが	が、聞いたことはある 口 ③知らない				
88.00		// 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/_L_ 3U& #	<del></del>					
問 23		後、もし家族の介護が必要となったら、介護			:利用しよっと思いますか。 (☑は <u>1つ</u> )				
		①利用しようと思う □ ②利用し	しない	\					
		「「②知」	田 I が	talar	と回答した場合】				
		·			c 回音 した物				
		□ ①介護をしてくれる人がいるから			□ ⑥上司や同僚に気兼ねするから	П			
		□ ②職場の制度が整備されていないので申請し	1- (	いから					
		□ ③職場で介護休業を取った例がないから	) i C \	رد ۱۵۰۰	□ ⑧復職後同じ仕事に就けるか不安				
		□ ④特別養護老人ホーム等の施設を利用できる	ろから		□ ⑨仕事の能力低下に対する不安				
		□ ⑤在宅介護サービスが利用できるから	כיימע		□ ⑩勤務評定の低下に対する不安				
		口の住宅が設め一に入が利用できるから			口 側動物計定の低下に対する不安				
問 24	介	護をしながら働き続けるためには、法定の介詞	<b>養休</b> 服	設や半E	- 2日単位等の休暇制度に加えて、事業所にどのような労	5			
		件や制度が必要だと思いますか。 (☑は <b>いく</b> つ				•			
		①短時間勤務制度	<b>⑥</b> 介	護サー	一ビス費用等に対する助成				
					理由に退職した人の再雇用制度				
					ーク、サテライトオフィスなど、在宅以外の勤務場所の設定 ************************************	2			
					労働の免除 ()				
	_			. •> 10 (	/				
3	仕事	と家庭の両立							
問 25		<del></del> 事と家庭の両立を図るためには、何が重要でる	あると	と考える	_ますか。(☑は <u>3つまで</u> )				
		①年次有給休暇を取得しやすくすること		П	□ ⑥育児・介護休業制度を利用しやすくすること				
		②時間外労働を少なくすること			<ul><li>⑦子ども看護休暇、介護のための休暇を取得しやすくす</li></ul>				
		③育児・介護、家事等を家族が分担すること		_	ること				
		④短時間勤務制度を取得しやすくすること			③ ⑧職場の管理・監督者や同僚が配慮、協力すること				
		⑤出勤時間・退社時間が柔軟に変更できる制度			③ ②保育施設や介護施設の整備、サービスの充実				
		(フレックスタイム制度等)を導入すること			〕 ⑩その他 ()				

問 20 男性が育児休業を取得することについてどう思いますか。 (☑は<u>1つ</u>)

#### 4 ダブルケア

「ダブルケア」とは、子育てと親の介護の両方に直面する状態のことです。今後、少子・高齢化が進む中、晩婚化や出産年齢の高齢化により、 | 子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯の増加が予測されています。

問 26	ダ	ブルケアという言葉を知っていますか。(☑は <u>1つ</u> )
		①知っている ロ ②詳しくは知らないが、聞いたことはある ロ ③知らない
問 27	働	きながらダブルケアに直面したことがありますか。(☑は1 <b>つ</b> )
		①直面中・過去にダブルケアを経験 □ ③将来直面するか不安
		②現在直面中で過去にも経験 ロ ④ダブルケアに直面していない
問 28	ダ	ブルケアしながら働き続けるために、どのような行政施策があれば良いと思いますか。(☑は <b>いくつでも</b> )
11, 20		① 育児・介護に対する行政サービスの充実 ロ ⑤ ダブルケア当事者同士がつながり支え合うことができる場
		②育児と介護等の同時相談ができる総合的な窓口 口 ⑥柔軟に働ける職場づくり(働き方改革)の後押し
		③ダブルケアに直面した従業員への助成制度 口 ⑦職場でのダブルケア支援に対する事業主への助成制度
		(財政的支援) (財政的支援)
		④育児と介護をテーマとしたハンドブック □ ⑧その他 ()
問 29	あ がで	<b>5改革</b> なたの働いている職場は、ライフスタイルに応じた多様な働き方や、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方きるなど、働きやすい職場ですか。(☑は <u>1つ</u> )  ① そう思う □ ② 少しはそう思う □ ③ そう思わない □ ④ わからない
		【 <u>「①そう思う」「②少しはそう思う」</u> と回答した場合】 あなたは、会社のどのような取組によって、働きやすいと感じていますか。 該当するものをお答えください。(☑は <u>いくつでも</u> )
		<u> </u>
		□ ①残業時間の削減 □ ②休暇の取得促進 □ ③仕事と育児・介護などの両立のための制度運用 □ ④業務改善(業務プロセスや業務内容の見直しなど) □ ⑤時間や場所についての多様な働き方(短時間勤務、時差出勤、テレワークなど) □ ⑥女性・高齢者など多様な人材の活用 □ ⑦職場の安全管理、作業環境の改善、従業員の健康増進など安全衛生に関する取組 □ ⑧コミュニケーション活性化、管理職からの支援などによる円滑な人間関係の構築 □ ⑨その他(
		なたは、職場との連帯感や信頼、会社や仕事への誇り、仕事を通じた貢献や自己実現など、働きがいを感じな意欲的かつ自律的に仕事に取り組むことができていますか。(☑は <u>1つ</u> )  ① そう思う □ ② 少しはそう思う □ ③ そう思わない □ ④ わからない
L		
		【 <u>「①そう思う」「②少しはそう思う」</u> と回答した場合】 あなたは、会社のどのような取組によって、働きがいがあると感じていますか。 該当するものをお答えください。(☑は <u>いくつでも</u> )
		<b>♥</b>
		□ ①経営方針やビジョンの周知、従業員の意見の経営計画への反映などの組織運営 □ ②提案制度などで従業員の意見を聞く、責任ある仕事を任せ裁量権を与えるなどの業務管理 □ ③研修や社内勉強会への参加推奨、計画的な OJT の実施などによる人材育成 □ ④本人の希望を尊重した配置、努力・成果に対する適正な評価・処遇、評価のフィードバックなど □ ⑤職場の安全管理、作業環境の改善、従業員の健康増進など安全衛生に関する取組 □ ⑥コミュニケーション活性化などによる円滑な人間関係の構築
		□ ⑦リーダーシップ、コミュニケーションなど、管理職等による効果的なマネジメント □ ⑧その他()
問 31	あ	なたは仕事でテレワークやオンライン会議を活用していますか。(☑は <b>いくつでも</b> )
		①在宅勤務を活用している ロ ④オンライン会議を活用している ②サテライトオフィス勤務を活用している ロ ⑤いずれも活用していない ③モバイル勤務を活用している

## VII ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、カスタマーハラスメント

問32 次の(1)~(5)についてハラスメントごとに該当するものをお答えください。

	セクシャル	パワー	マタニティ	パタニティ	カスタマー
	ハラスメント	ハラスメント	ハラスメント	ハラスメント※	ハラスメント※
(1) 現在の職場で、過去1年 間(R4.4.1~R5.3.31)にハラ スメント行為がありました か。 (☑はそれぞれ <u>1つ</u> )	□ ①あった □ ②あったと思う □ ③なかった (なかったと思う)	□ ①あった □ ②あったと思う □ ③なかった (なかったと思う)	□ ①あった □ ②あったと思う □ ③なかった (なかったと思う)	□ ①あった □ ②あったと思う □ ③なかった (なかったと思う)	□ ①あった □ ②あったと思う □ ③なかった (なかったと思う)
(2) あなた自身が、現在の職場で過去1年間(R4.4.1~ R5.3.31)にハラスメント行為を受けたことがありますか。(☑はそれぞれ <u>1つ</u> )	□ ①受けた □ ②受けたこと はない	□ ①受けた □ ②受けたこと はない	<ul><li>□ ①受けた</li><li>□ ②受けたこと</li><li>はない</li></ul>	□ ①受けた □ ②受けたこと はない	□ ①受けた □ ②受けたこと はない

【ハラスメント行為を<u>「①受けた」</u>と回答した場合】 次の(3)(4)について、ハラスメントごとに該当するものをお答えください。

(3) あなたが受けたハラスメントはどのような内容ですか。(☑は <b>いくつでも</b> )									
セクシャル ハラスメント	□ ①性的な誘いを受けた       □ ⑤容姿や体型について性的に話題とされた         □ ②不必要に身体を触られた       □ ⑥性的な話、質問をされた         □ ③酒席等でお酌やデュエットを強要された       □ ⑦執ように食事やデートに誘われた         □ ④ヌード写真や雑誌を職場で見た       □ ⑧その他 ()								
パワー ハラスメント	□ ①暴行を受けた □ ⑤私的なことに過度に立ち入られた □ ②ひどい暴言を受けた □ ⑥能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を □ ③仲間外れにされた □ ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能 □ ⑦その他 () なことの強制をされた								
マタニティハラスメント	湿んされた								
パタニティ ハラスメント※	□ ①育児休業等制度利用にともない、心無い言葉を言われた □ ②育児休業等制度利用にともない、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導などをされた □ ③育児休業等制度利用にともない、残業や重労働などを強いられた □ ④育児休業等制度利用にともない、嫌がらせをされた								
カスタマー / ワスメント※	<ul><li>□ ①暴言を受けた</li><li>□ ②何回も同じ内容</li><li>□ ③権威的(説教)</li><li>□ ④威嚇・脅迫を受</li><li>□ ⑤長時間拘束され</li></ul>	な態度をされた けた	一ムを受けた	□ ⑥セクハラ □ ⑦金品の要 □ ⑧暴力行為 □ ⑨SNS・ された □ ⑩その他(	求をされた を受けた インターネット_	上で誹謗中傷を			
し、どのよ	ラスメント行為に対 うな対応をとりまし Zは <b>いくつでも</b> )	セクシャル ハラスメント	パワー ハラスメント	マタニティ	パタニティ ハラスメント※	カスタマー ハラスメント※			
①自分自身で問	問題を解決した								
②信頼できるよ	二司・同僚に相談した								
③職場の相談窓									
④労働局・県等 談した	等の行政相談窓口に相								
応等はしてい									
⑥プライバシー で対応するつ	-の問題だと思うの 0もりはない								
		- 8 -	-						

(5) ハラスメント行為について、事業所がど のような対策を講じることが必要だと思い ますか。(☑は <b>いくつでも</b> )	セクシャル	パワー ハラスメント	マタニティ	パタニティ ハラスメント※	カスタマー ハラスメント※		
①就業規則等による方針の明文化							
②社内報やパンフレット等広報啓発資料の作成・ 配布							
③行為者に対する懲戒処分の明文化							
④相談窓口の設置							
⑤研修会の開催							
⑥相談があった場合の迅速かつ適切な対応							
⑦事実関係が判明した場合の適切な措置の実施							
⑧再発防止措置の徹底(行為者への迅速な指導・研修・処分、被害者のフォロー等)							
⑨相談者・行為者等のプライバシーの保護							
⑩相談や事実関係の確認協力を理由に不利益な取扱 いを行わないことを定めて周知							
<ul><li>⑪トップから職場のハラスメントをなくすという</li><li>メッセージを発信</li></ul>							
②その他(各欄ごとに記入してください)							
<ul> <li>※ 本調査において「パタニティハラスメント」とは、育児休業や子育てのための短時間勤務・フレックスタイム制度などを取得しようとする男性に対する嫌がらせをいいます。</li> <li>※ 本調査において「カスタマーハラスメント」とは、消費者や顧客による自己中心的で理不尽な要求や悪質ないやがらせ、クレームなどの迷惑行為、または取引先等の労働者等からのパワーハラスメントをいいます。</li> </ul>							
<b>奨学金返済について</b> 3 貸与型の奨学金の利用をしていますか(してい	ましたか)。	(☑は <b>1つ</b> )					
□ ①自分が奨学金を利用し、現在返済している(返			も子も貸与型の	の奨学金を利用	していない		
□ ②自分が奨学金を利用し、返済は終了している							
□ ③子が奨学金を利用している(利用していた)							

# **娅** 問 33

] პ.	ζ 頁⋅	サ空(	の突字金の	)利用をして	いより	かくして	、いましたス	ייס (י <b>י</b> ס) (	$\square$	<u>[1つ</u> )					
		①自:	分が奨学金	を利用し、現	在返済	している	(返済猶予中	含む)		④自分も	子も貸与型	の奨学会	をま	川用していない	۱,
Γ		②自:	分が奨学金	を利用し、返	済は終	了している	3								
ı		③子;	が奨学金を	利用している	(利用	していた)									
ı		;													
L		-					<b>(</b> (1)~(3)	と回答し	. <i>†</i> _±	場合】					
				将学全の:	反答が		のどの部分					くつでき	<b>!.</b> .)		
		Ĺ		天丁业(7)				ハーポン音し	<i>-</i>	C/2/3/0	( <b>2</b> 1 6 0 .	<u> </u>	<u>.</u> ,		
			$\downarrow$												
			①仕事や家	忧職先の選択		②結婚		3出産			④子育て			⑤持家取得	

#### 区 行政への要望

		ートタイム労働者(以下「バート」とする。)が働きやすい環境を整備するためには、どのよっな行政施策が ばよいと考えますか。(☑は <u>2つ</u> )
		<ul> <li>①パートタイム労働法等パートのための諸制度に関する情報</li></ul>
問 35	•	・後、働きやすさや働きがいのある環境を整備するためには、どのような行政施策があればよいと考えますか。 ☑は <u>5つまで</u> )
		①育児・介護体業制度の充実 ② 保育所、学童保育の充実 ③ ファミリー・サポート・センター(地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織)の設置・充実 ④介護施設等介護サービスの充実 ⑤男女平等な雇用・労働条件の確保のための啓発強化 ⑥職業指導・職業訓練の充実 ⑦完全週休2日制の普及啓発 ⑧労働者を対象とした相談体制の整備 ⑨働きやすさや働きがいの向上の環境整備のためのアドバイザー等の派遣 ⑩若者の職場定着に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ①商年齢者の職場定着に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ②高年齢者の継続雇用に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ③女性の職場定着や管理職登用に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ⑥対性の職場定着や管理職登用に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ⑥対性の職場定着や管理職登用に向けた、事業主等を対象とした講習会の実施 ⑥対性の職場定着に対する理解促進のための、事業主等を対象とした講習会の実施 ⑥場トP等を活用した働きやすさや働きがい向上の環境整備に関する先進事例紹介 ⑥雇用や労働に関する情報の提供 ①事業主に対する助成制度(財政的支援)の拡充 ⑩労働者に対する助成制度(財政的支援)の拡充
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**~ 御 協 力 あ り が と う ご ざ い ま し た ~** 6月19日(月)までに御提出ください。